

# 小児治療用メガネの購入費助成について

9歳未満の小児が治療用メガネを作成した際、申請手続きを行うことで購入費の助成を受け取る事が出来ます。

※小児治療用メガネとは、弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いられるメガネに限ります。

助成金の上限額：**最大 38,902円** (2021年2月現在)

健康保険7割 (未就学児は8割)

自治体3割 (未就学児は2割)

※上限額を超えた場合、差額は自己負担になります。

## 1、ご加入の健康保険組合

申請方法 メガネ作成後、ご加入の健康保険組合に必要書類を提出

- 必要書類
- ① 療養費支給申請書 (健康保険組合にお問い合わせ)
  - ② 医師が発行した (治療用眼鏡等) 作成指示書・診断書
  - ③ 眼鏡店で購入した (治療用眼鏡等) の領収書

## 2、お住まいの自治体

申請方法 健康保険より給付後、お住まいの自治体に必要書類を提出してください。

- 必要書類
- ① 作成指示書・診断書のコピー
  - ② 眼鏡店で購入した領収書のコピー
  - ③ 支給決定通知書 (健康保険組合から発行)

- 注意事項
- ① 作成指示書・診断書と領収書は1.2それぞれに提出します。返却されませんので提出前にコピーをしておいてください。
  - ② 治療用眼鏡を作り直した場合、定められた使用年数の経過後であれば再申請が認められます。  
0歳から5歳未満→前回から1年以上経過していること。 5歳から9歳未満→前回から2年以上経過していること。
  - ③ 眼鏡店で購入した治療用眼鏡の消費税は自己負担になります。